



ファイナルルック

FRB による外国銀行の
健全性強化基準
のための実践的ガイド



-
- 1 序文
 - 3 概観:適用範囲、スケジュールおよび事業運営モデル
 - 6 中間持株会社(IHC)／ガバナンス
 - 8 リスクマネジメント要件
 - 10 自己資本要件
 - 12 流動性要件
 - 14 ストレステスト要件
 - 16 検討中のトピック
 - 早期是正措置要件
 - カウンターパーティ要件とその影響
 - 規制上の報告要件
 - 18 データ要件
 - 19 「位置について、用意…スタート！」
-

序文

米連邦準備制度理事会 (FRB) が提案から1年以上を経て公表した健全性強化基準 (EPS) の最終版の内容の理解が進むにつれ、外国銀行 (Foreign Banking Organization: FBO) は、これらの規則が監督および執行の新時代をもたらすものであることを確信するでしょう。FRBがFBOを対象とする監督プログラムの運営を開始してから10年近く経ちましたが、これらの規制の導入は、そうした外国銀行の米国内での事業運営の監視の歴史上、極めて画期的な事件です。FRBは過去数年に亘って、監督プロセスを通じたFBOの監視におけるFRBの役割強化に向けての方向性を示す発言を繰り返してきましたが、これらの詳細な規則を定めた規定の導入によって、そうした方向性がついに公式のものとなりました。

FBOの経営者は、FRBが業界の意見に耳を傾け、これを取り入れたと見受けられる事例を多数発見するでしょう。最終規則上、営業規模の異なるFBOに対して画一的な規定が適用されるのではないことは明白であり、この点FBOは安心していいでしょう。米国で事業を展開する外国銀行は、その規模および複雑性が一様ではなく、その事業運営はそれぞれ異なっていますが、FRBはそのような相違を考慮し、規則に柔軟性を組み込んでいます。中でも最も重要な変更は、親銀行の支店または代理店としての営業ではなく、現在法人組織として営業活動を行っているFBOに関するものです。

最終規則の中の最も重要な要求は、米国での営業規模が最大である法人組織FBOおよびそれらに適用される資本および流動性要件に関するものです。中間持株会社 (Intermediate holding company: IHC) 構造の下では、これらのFBOは、大規模な米国銀行が既にしたがっているまたは今後従うことになる規則と同様の規則を多数遵守しなければなりません。多くの組織では、これらの目標を達成するために、米国での事業運営に膨大な自己資本の追加注入や資金調達に加え、これを補完するシステム、データ、ガバナンス、リスクマネジメント、報告などの分野で現地のインフラ投資が必要となる可能性があります。また、異なる基準を満たすために必要となるこれらのインフラのアップデート、プロセスの再考や設計見直しの他にも、まだ多くの作業が必要になるとみられます。

IHCを設立することを要求されないFBOであっても、リスクマネジメント、ガバナンスおよび流動性リスク要件を満たす必要があり、これには親銀行と米国拠点との間で密接な連携が必要となるでしょう。

実施スケジュールにも配慮がなされており、FBOには実施準備にもう一年間 (期限: 2016年7月) の猶予が与えられました。加えて、レバレッジ比率、資本ストレステストおよびIHC設立のような規制の最も複雑な部分については移行スケジュールが設けられています。これらの規則の遵守態勢の構築には、米国と親銀行の両方で多大な時間、労力および資源が必要となる可能性があります。

規制に関するより広い視点

これらの最終規則以外にも、注意を要する規制は多々あります。FBOは、[FRB監督・規制レターSR12-17¹、要件の厳格化に関する米国通貨監査局 (OCC) の発表など] その他の関連する規制動向をよく監視すべきです。加えて、今後も多くの規則設定が予想されます。[これには、流動性カバレッジ比率、システム上重要なグローバル金融機関の資本サーチャージ、長期損失吸収負債要件、ホールセール資金、安定調達比率 (net stable funding ratio) による流動性要件、単一カウンターパーティ与信制限 (SCCL) および早期是正措置に関する規則設定が含まれます。] EPSスケジュールはこれらの動向を考慮しつつ作成すべきです。また、多くのFBOは、親銀行が行う内部での対応や本国の規制当局の動きを追跡する必要があります。

IHC戦略および構造

親銀行の支店および代理店は、IHC構造から引き続き除外されています。このことから、米国内の法人組織間のあらゆる事業、商品または資産の動きに焦点を当てた現行規制が今後も継続されるものとみられます。レバレッジ比率の遵守期間が延長されたことによる時間的猶予ならびに貸借対照表および資本への影響を四半期ごとにモニタリングするための実施計画作成に係る追加要件を踏まえ、FBOは、資本および流動性に対する影響を軽減するためのバランスシートの最適化戦略を再評価すべきです。また、これらの規則によってIHCの設立が更に明確化されました。FBOは、2016年7月までにほとんど全ての法人組織構造の整理を完了する必要がありますが、残余持分については2017年7月までの移行期間が認められます。

FRBによるEPS基準の最終化を待つ間、FBOの一部では、米国における銀行および非銀行事業にわたるポジショニングを決定し、親銀行の事業計画との整合性を確保するため、事業戦略を再検討する動きがみられます。事業運営を合理化するためにグローバル戦略およびポジショニングの一環としてブックイング実務の再検討を行うことを選択したこれらのFBOは、各自のモデリング能力およびグローバル戦略と地域戦略の関連性を検討すべきです。

グローバルと米国の整合性

親銀行との連関が強力であることは重要です。これは米国に限定された対応ではありません。FBOには、資本、税金、流動性と資金調達、法人組織構造およびリスクマネジメントについての見方を統合化するための集中化されたガバナンス設計プロセスが必要となるでしょう。また、特に伝統的にグローバルベースでの垂直統合が強力に推進されてきた複雑性の最も高い分野において、主要なグローバル資源を活用することも必要となるでしょう。

実施計画

IHCの設立において要求される実施計画には、想定される法人組織構造における仕組みおよび順位、財務指標、資本への影響と資本戦略に加え、リスクマネジメント、流動性ストレステストにおける実務と要件との整合性を規定すべきです。影響を受ける各FBOは、実施スケジュール全体を通じてこれらの計画の綿密なモニタリングを行うことを予定し、計画に組み込むべきビジネス上の戦略的意思決定の時期を検討すべきです。この作業には、法人組織構造とそれに関連する事業との整合性の検討ならびにガバナンス、リスクマネジメントおよび事業運営上の影響の評価が必要となります。その結果、設計上の意思決定が多数必要となるため、引き続き、米国と親銀行の経営チーム同士の密接な連携が要求されます。

競争の見通し

IHC創設の限度額の変更(米国の非支店資産が500億ドル超の場合のみ義務付け)により、重要なEPS要件を回避したい中小規模のFBOにとって明確な基準が示されました。

EPSの承認は、FRBにとって、国内および外国の大規模金融機関の監督および規制フレームワークの改善に向けての重要なステップを意味します。EPSは、大規模金融機関が米国金融市場の安定性に対して引き起こすリスクへの対応策となるものです。これらの最終規則が導入されることによって、FBOがこれまで行ってきた事前計画および分析の多くが速やかに始動するでしょう。したがって、次のステップは実施に向けての競争となります。

本資料は、金融機関自身が行うべき新規規則の徹底的なレビューに代わるものではありませんが、規則の潜在的な影響をできる限り素早く理解するための入門書として利用できるように作成されています。

市中協議案と最終規則の主な相違点

最終規則は、以下の分野を除き、市中協議案の主な側面と極めて整合的です。

- **実施期限が2016年7月に延長されました。**また、特定の構成要素については追加的な猶予が与えられています(レバレッジ比率要件は国際標準に合わせて期限が2018年1月に延長、CCAR移行期間の開始日は2016年10月)。
- **SCCLの適用範囲が国際的な作業との整合化、定量的影響調査の結果を考慮して変更されました。**
- **早期は正要件は未だ開発作業中であり、最終規則には含まれません。**
- 自己資本比率算定における内部モデル手法は、大規模FBOには要求されません。これによりモデル/インフラ構築作業の複雑性が減少します。ただ、FBOは同手法を選択することも可能です。
- FBOの米国支店に関して、**流動性バフファア要件の免除を受けるための測定期間が30日から14日に短縮されました。**
- 新しいリスクマネジメント基準は、**最高リスク管理責任者(CRO)の役割、リスク量の合算、米国での事業運営(支店とIHCの両方を含む)の報告能力、グループまたはIHCの取締役会に直属する米国リスク委員会の創設**について言及しています。
- 流動性リスク管理基準は、**方針、制約および米国財務担当役員の役割**に関するものを含め拡大されました。
- IHCを設立しなければならないFBOは、**実施計画を2015年1月1日までに提出しなければなりません。**

概観:適用範囲、スケジュール および事業運営モデル

適用範囲の検討

FBOの健全性強化基準の最終規則は、一般にグローバル連結総資産が500億ドル以上の金融機関に適用されますが、一部の規定はグローバル連結総資産が100億ドル以上の事業体に適用されます。資産500億ドル以上の基準を満たすと同時に米国の非支店資産が500億ドル以上であるFBOは、米国IHCを設立することを要求され、この米国IHCには米国銀行持株会社(BHC)に適用されるものと同様な健全性強化要件(リスク、流動性、資本)が適用されます。このIHC設立基準は、市中協議案からの重要な変更点の一つです。市中協議案では、米国の非支店資産の基準が100億ドルとかなり低く設定されていました。

適用範囲および適用可能性

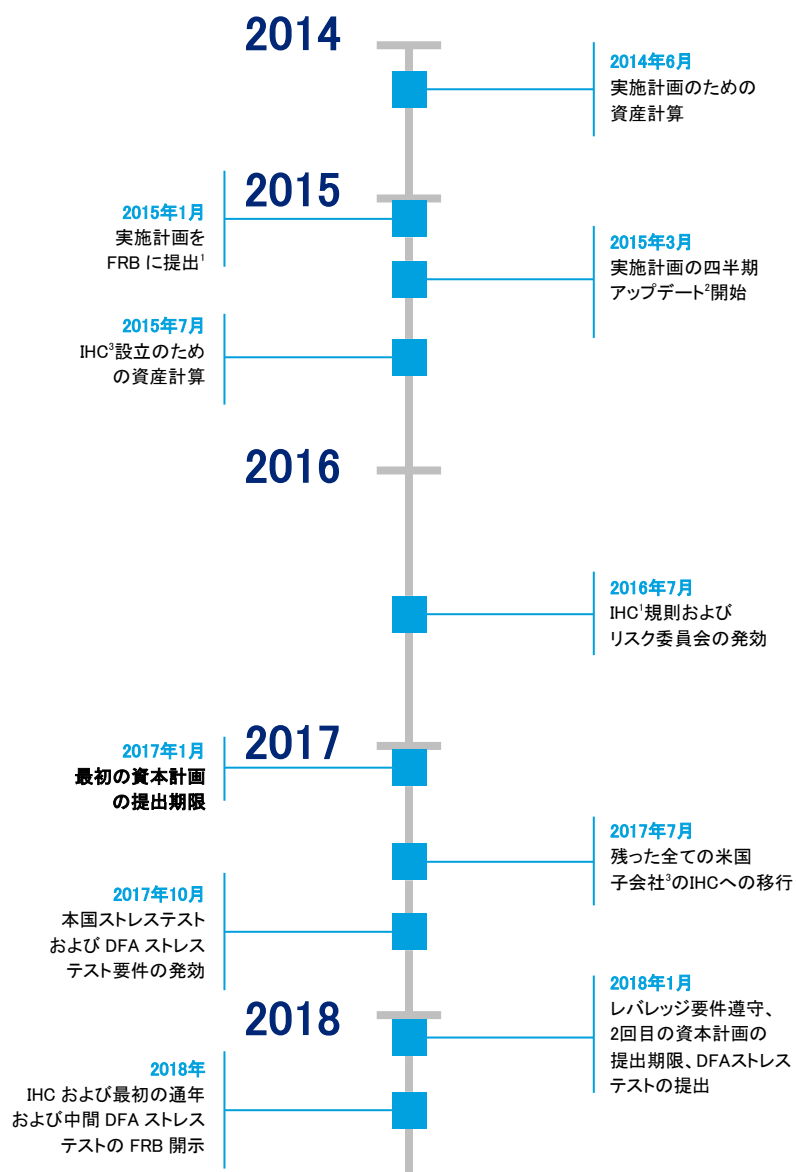
項目	適用規定	グローバル連結 総資産	100億ドル超、 500億ドル未満	500億ドル超	500億ドル超	500億ドル超
		米国資産 合計	500億ドル未満	500億ドル未満 (支店および 非支店)	500億ドル超 (支店および 非支店)	500億ドル超 (非支店 のみ)
米国IHC	取締役会およびそのリスク委員会により統治される中間持株会社を米国支店を除く全ての米国外子会社に対して創設しなければなりません。					■
リスクマネジメント	米国での事業運営に対して責任を負うリスク委員会の維持について年次で証明します。		■	■		
	米国事業全体のリスクマネジメント機能を監視するリスク委員会をIHC取締役会(該当する場合)またはFBOの取締役会に設置するとともに、1名以上の独立取締役を選任します。				■	■
	米国での事業運営に責任を負う最高リスク管理責任者(該当する場合、IHCのCROを兼任可能)を選任します。				■	■
資本および ストレステスト	年次ベースで本国の自己資本規制に従うことに加え、グローバル連結資産が500億ドル超の場合、自己資本規制を遵守していることおよびバーゼル基準と整合していることを証明する必要があります。		■	■		
	当局による資産維持およびその他の要求を回避するためには、FBOは本国のストレステスト要件を満たさなければなりません。		■	■	■	■
	BHCに対する米国の自己資本規制に従うことに加え、FBOはバーゼル規制と整合的な自己資本規制を連結ベースで満たしていることを証明しなければなりません。				■	■
	米国のリスクベース資本規則における標準的手法を採用します。					■
	CCARおよびドッド・フランク法ストレステスト(DFAST)要件に従います。					■
流動性	FBOは流動性リスク管理基準を設定し、内部における流動性ストレステストを実施した上で、結果をFRBに報告しなければなりません。また、資産維持制限を回避するためには、支店要件を満たさなければなりません。			■	■	■
	米国において30日流動性ストレステストのための流動性バッファを維持します。				■	■
	本社の内部における流動性ストレステスト(連結ベース'または'米国事業全体について?)の結果を取締役に年次ベースで報告します。			■	■	■
負債比率の上限	米国の金融市場の安定性にとって重大な脅威となる会社に関する金融安定監視協議会(FSOC)の判定基準に基づいて負債比率を15対1以下に維持します。				■	■
規制上の報告	IHC構造をサポートする追加的な報告および資本およびストレステストの報告を行います。					■

スケジュールの検討

IHCの設立を要求されるFBOは、市中協議案における期限の1年後である2016年7月1日までに新規則の大半を遵守する必要があります。FRBが発効日を延期したのは、FBOに対して、必要な方針、プロセス、コンプライアンス行為および組織再編やIHCへの資本注入などの転換を実施するのに必要な時間を与えるためです。これは、特に大規模FBOを念頭に置いた措置であり、レバレッジ比率、資本計画およびストレステスト要件を遵守する必要がある大規模FBOには、追加的な移行期間も設けられています。

右図は、重要な期限を記載した参考スケジュールであり、全てのFBOが対象となりますが、特に大規模FBOを強調して作成されています。

スケジュール



¹ 米国の非支店資産が500億ドル以上である外国銀行に2014年6月30日より適用され、非支店資産の90%がIHCに移管されます。米国の非支店資産は、外国銀行(該当する場合、セクション2(h)(2)の会社(2(h)2企業)およびDPC支店子会社を除く)の各上位米国子会社の連結資産の合計額と定義されます。

² 「子会社」は銀行持株会社法の「支配」の定義を用いて定義され、それによれば、(i) FBOが直接的または間接的に、もしくは1人以上の他人を通じて、所有する、支配する、もしくは当該企業のいかなるクラスであれ議決権付き証券の25パーセント以上を保有する、(ii) 何らかの方法で当該企業の取締役または役員の過半数の選任を支配する、(iii) 当該企業の経営陣または方針に対する支配的な影響力を直接的または間接的に行使する、米国子会社の持分の移転がFBOに対して要求されます。

³ 実施の四半期FRB報告アップデートは2015年1月から2018年1月まで行われます。

事業運営モデルの検討

FBO、特に米国での事業運営が最大規模のFBOは、組織全体および米国での活動の広範囲にわたって影響が生じるでしょう。FBOの米国子会社(米国支店および代理店ネットワークを除く)を統括するIHCの設立要件は、FRBが幅広い分野にわたって一貫性のある監督を行うことができるようにすることを目的としています。その結果、FBOは、各自のガバナンスモデルおよびインフラに変更を要する場合の影響およびレベルを評価する必要があります。以下の図は、各要件とその影響をFBOのIHC、米国支店・代理店のそれぞれについて要約したものです。

事業運営モデルへの影響

ガイダンスの主な分野	事業運営モデルへの潜在的影響							
	中間持株会社 ⁴				米国支店/代理店 ⁵			
	ガバナンス	インフラ (データを含む)	人材	戦略	ガバナンス	インフラ (データを含む)	人材	戦略
中間持株会社構造: 法人組織、取締役会および組織構造の側面を含む	■	■	■	■				■
リスクマネジメント: リスクマネジメントフレームワーク、リスクガバナンスおよびそれらを支えるリスクインフラ	■	■	■	■	■	■	■	
自己資本: 米国バーゼルIII自己資本基準およびフレームワーク	■	■	■	■				■
流動性: 流動性基準、リミット、ストレステストおよび流動性リスク管理	■	■	■	■	■	■	■	■
ストレステスト: CCAR ストレステストおよび本国の証明/基準	■	■	■	■	■	■	■	■
資本に対する負債: 負債比率の制限および資産維持比率		■		■		■		■
規制上の報告: 規制当局への報告および開示	■	■	■					

⁴ 米国支店および代理店の資産を除きます。

⁵ 米国支店/代理店は外国親銀行の一部であるため、IHCには含まれません。しかしながら、それらの支店/代理店は、現在既に適用されている活動制限および今後提案される予定の特定の追加的な流動性措置に従います。

中間持株会社 (IHC) / ガバナンス

変更点および2014年の影響

最終規則においても、IHCおよびその他の要件を検討する上での決定要因は規模です。500億ドル超のグローバル連結資産および500億ドル超の米国非支店／代理店資産を有するFBOはIHCに連結されます。米国非支店／代理店資産のこの定義は、最終規則で明確化されました。これらのFBOは、少なくとも保有資産の90%を2016年7月1日までに、そして子会社に対する残りの所有持分を2017年7月1日までに、IHCの支配下に移管していなければなりません。FRBは、特定の状況においては複数のIHCの設立が許可される可能性があるとして述べていますが、これにはFRBの承認が必要でしょう。

米国支店または代理店に関連する資産を除外することに加えて、IHCは現在銀行持株会社法の対象外でFRBの監督下がない、いわゆる2(h)2企業⁶と称される特別商業会社および約定済み債務(DPC)会社⁷に関係する資産も除外します。

現在のFBO監視制度の下では、FRBは、グローバル連結ベースでのFBOの効果的な監督を本国の規制当局に依拠して行っています。また、通常のおよびストレス下の条件での米国の事業運営のサポートについては、FBOの親会社に依存しています。提案されたIHC構造は、非支店活動を監視するための取締役会を持つ構造を実現するため、最終規則でも採択されました。この経営構造では、事業および関連するインフラならびに内部統制の監視については、おそらく米国内CEOが責任を負うでしょう。

また、こうしたIHC構造は、最近の規制動向と整合的に、各FBOの上位に清算または再建の対象となる単一の米国法人組織を提供するため、FRBは親会社または米国レベルでFBOを部分的に清算することが容易になります。

IHCは「強力で」中央集権化された企業統治体制を整備するため取締役会を設置することを要求されます。また、これらの規則は、米国の経営陣および取締役会メンバーがIHCおよびその傘下の米国子会社に対して適切な監督を行うことを要求します。経営構造は主要なビジネスリーダーに加えて統制機能、内部監査ならびに事業および統制機能を監視する米国内最高経営責任者(CEO)からの単一の連絡窓口の関与を前提としています。

⁶ 銀行持株会社法セクション2(h)(2)は、適格FBOが米国で事業を行う外国商業会社への持分を保有し続けることを認めています。この法律上の例外規定は、銀行業と商業の明確な分離義務を課していない国が一部存在するという事実認識に基づいて制定されました。

⁷ DPC支店子会社とは、米国支店／代理店の子会社であって、当該米国支店／代理店が誠実に約定した債務の保全または回収のみを目的として通常の業務上取得した資産を保有するものをいいます。

我々の見解

IHCの設立によって、全事業部門にわたるリスクおよびコンプライアンス管理、ガバナンスおよび監督に対してより一貫性のあるアプローチが採用される可能性があります。また、IHC構造によって、財務、資本、および流動性／資金調達の状態について、(IHCの連結財務報告書であるFR Y-9Cおよび資本評価とストレステストの報告書であるFR Y-14を通じて) IHCと500億ドル以上の資産を有する国内銀行を比較しやすくなる可能性があります。これは、IHCの米国の事業運営において、米国の経営陣および取締役会の全体的な説明責任を増大させるでしょう。

FBOの米国経営報告体制については、新たなガバナンス要件に対応するため、いくつかの変更が必要になるとみられます。分析の対象になるとみられる主要なポストは、CEO、CRO、最高財務責任者(CFO)、その他の主要な上級職です。現在の予想では、最高コンプライアンス責任者(CCO)など、FBOの主要な単一連絡窓口の必要性が高まっている一方で、IHCを設立するFBOは米国の事業運営全体を監視する米国のCROを任命する必要があり、追加的な米国リスク委員会および資本・流動性要件の対象となります。その結果、大規模FBOは、役割、責任、権限の一層の明確化を要するリスク管理体制の再構築が必要となるかもしれません。

各FBOの法人組織構造および既存の税務ポジションによっては、法人形態の変更や新たな持株会社の設立によって、重大な影響が生じる可能性もあります。FBOのリーダーは、税務上の影響についても検証できるよう準備すべきです。その結果、法人組織構造について更なる検討が必要となるかもしれません。

最終規則を遵守するために、FBOはいくつかの期限を守る必要があります。

- 2014年6月30日までにIHC設立の必要性についての評価を行い、2015年1月1日までに実施計画を提出しなければなりません。
- 資産の少なくとも90%について2016年7月1日までにIHCの設立を完了しなければなりません。
- 残りの持分がある場合、2017年7月1日がIHCへの移管期限となります。

IHCの設立および維持には大きな費用がかかる可能性が高いでしょう。なぜなら、FBOは、(リスクおよび流動性データ収集のために)IHCと米国の事業運営全体の財務、事業運営および法人組織情報の統合化を可能にするための能力およびインフラを構築する必要があるとみられるからです。こうしたインフラは、米国IHCにおける経営、規制および取締役会報告に関する統合化された視点をサポートすることが必要です。

以下は、IHCを設立する上でFBOが検討すべき追加的な作業です。

- IHC法人組織構造の組成に備えて、複数のIHCを設立する選択肢も適宜考慮しつつ現在の法人組織構造を分析する。
- IHC構造組成のための順番と時間軸を、法人組織構造に影響を与えるその他のFBO対応を踏まえて把握する。
- 米国の経営陣のガバナンス体制およびIHCの取締役会の設置を、親会社と現地の統一性の問題を踏まえて評価する。
- 米国IHC経営陣の主要な役割および説明責任を、特に資本、流動性およびリスクマネジメントについての新たな要件に関して識別する。
- IHC構造に影響する戦略およびブックイングモデルアプローチを理解する。
- 今後のコンプライアンス上整備を要すると想定される法人組織追跡システムへの影響を識別する。
- 実施計画要件に基づいて、IHC設立期間全体にわたる複数のシナリオの影響を理解する。

リスクマネジメント要件

変更点および 2014 年の影響

最終規則では、リスク委員会要件が変更になりました。株式を上場しており、グローバル連結総資産が 100 億ドル以上 500 億ドル未満である FBO は、グローバルな取締役会の一委員会として米国の事業運営に関連するリスクを監視する委員会を維持していることを FRB に対し年次ベースで証明しなければなりません。市中協議案ではこのような FBO は米国リスク委員会を設置することが必要とされていたため、これは重要な変更です。同様に、グローバル連結総資産が 500 億ドル超かつ米国資産の合計額が 500 億ドル未満である FBO (株式を上場しているかどうかを問わない) は、グローバルな取締役会の一委員会として米国の事業運営を監視する委員会を維持していることを年次ベースで証明しなければなりません。

各大規模 FBO は、米国の全ての事業運営を監視する米国リスク委員会を設置することを要求されます。これは、取締役会にリスク委員会を設置することを義務付けられる IHC に設置することもできます。また、もう一つの選択肢として、大規模 FBO の米国リスク委員会は親会社に設置することもできます。いずれの場合も、当委員会には少なくとも 1 名の独立取締役を参加させる必要があります。最終規則は、FBO の米国の事業運営が CRO を雇用することを要求しており、当該 CRO には大規模かつ複雑な金融機関のリスク管理経験を有する者を任命し、現地に在住させなければなりません。最終規則では、米国 CRO はリスクマネジメントに「直接的に責任を負う」のではなく、リスクマネジメントの「監視」を担当することとされています。一部のリスクマネジメント責任について変更が行われ、特定の分野での具体性が減少した一方、流動性リスク管理の監視のような他の分野が明示的に盛り込まれました。

最終規則におけるリスク委員会に焦点を当てたその他の注目すべき修正として、リスク委員会メンバーに必要な専門知識および監視のレベルが挙げられます。さらに、リスク委員会は、暫定規則ではリスク管理実務の監視を要求されていましたが、最終規則では FBO のリスク方針を監視することを期待されます。また、最終規則は、グローバル連結総資産が 500 億ドル以上かつ米国資産の合計が 500 億ドル超の FBO に、資本、リスクマネジメントおよびリスク委員会、流動性リスク管理ならびに資本ストレステストに関する全ての要件を遵守することを求めています。

最終規則では、米国 IHC のリスクマネジメントに対する経営者および従業員の責任をより明確化するためのリスク管理体制要件の変更を含め、米国の事業運営のリスクマネジメント責任に関する規定がより具体的になっています。また、最終規則は、米国 IHC にリスク管理方針を実施するための適切な措置を講じることを義務付けています。一方、市中協議案ではこの責任は FBO が負っていました。

我々の見解

新規則は大規模 FBO にとって重要な追加的要件を含んでおり、これが組織全体に二次的な波及効果を及ぼすでしょう。その結果、米国の事業運営全体のリスクの集計、モニタリングおよび報告に関する変更が必要になるとともに、全体的なリスクマネジメント、ストレステスト、資本および流動性に関する計画策定の範囲が拡大する可能性があります。また、米国リスク委員会および米国の CRO が、特に米国の事業運営（IHC と支店の活動の両方を含む）に焦点を当てた新しいリスク報告要件を満たすことができるよう経営情報システムを再構成する必要が生じるでしょう。これは多くの FBO にとって重要な変更となるかもしれません。

対応すべき分野はリスク管理能力だけではありません。最終規則には国境を越えて適用される規定も含まれているため、潜在的な影響が広範囲に生じます。したがって、親銀行はこれを注意深く解釈し理解する必要があります。また、人材も問題となります。FBO は、米国リスク委員会のメンバーに就任することができる米国在住スタッフを検討し選任する必要があります。適格な米国 CRO の選任には、事業知識、適切なリスク管理経験および FBO のリスク管理体制強化に関する経験を有する人材を注意深く検討することが必要です。

各大規模 FBO は、たとえグローバルの事業運営に関するリスク委員会を既に設置していたとしても、米国の事業運営について専任のリスク委員会を新たに設置しなければなりません。同様に、いかに健全なグローバルのリスク管理プログラムが整備されていたとしても、米国に焦点を当てたリスク管理プログラムの評価が要求されます。これらの拡大されたリスク管理機能によって、ガバナンスの重要性が一層強調されるでしょう。

これらの規則には、必要と認められる具体的なリスクマネジメントアプローチを義務付けることと、各 FBO がそれぞれの状況に適したリスクマネジメント監視体制を構築できるようにすることの適切なバランスを図る意図的な試みが反映されています。米国リスクマネジメント要件は、FBO の全社的なリスクマネジメント実務との一貫性を保ち、それを活用することを狙いとしています。

その結果、FBO は以下を計画すべきです。

- 現在の米国リスクマネジメント体制および能力を評価し、それらが最終規則の要件を満たすかどうかを判定する。
- ストレステストおよび資本・流動性計画策定を含む全体的な米国リスクマネジメントを実施するため、米国の事業運営全体を対象とする報告体制を構築する。
- CRO およびリスクマネジメント機能の資格、能力、地位を評価する。
- このようなインフラを構築・維持するために必要な資源を評価する。

自己資本要件

変更点および 2014 年の影響

一部の例外を除き、IHC は米国 BHC と同じ自己資本規則に従います。これには米国バーゼルⅢ最終規則の定義によるリスクベースの自己資本要件(信用およびオペレーショナルリスクの先進的手法を除く)、レバレッジ比率およびマーケットリスク規制(トレーディング勘定の場合)が含まれます。レバレッジ比率の遵守期限が 2018 年 1 月に延期された一方、これらの自己資本要件は 2016 年 7 月が遵守期限であり、以下の内容を含みます。

- IHC は、普通株式等 Tier1(CET1)自己資本比率 4.5%、Tier1 自己資本比率 6%を最低限満たす必要があり、資本分配の制限を回避するためには、追加的な資本保全バッファ要件を満たす必要があります。
- 連結総資産が 2,500 億ドル以上または外国へのエクスポージャーが 100 億ドル以上である IHC は、自主的に選択しない限り米国自己資本規制における先進的手法を用いることは義務付けられていませんが、以下の規則には従う必要があります。
 - 米国バーゼルⅢ補完的レバレッジ比率
 - 米国バーゼルⅢカウンターシクリカルバッファ
 - IHC の CET1 資本を通じた未実現損益
- トレーディング資産および負債が総資産の 10%以上または 10 億ドル以上である IHC は、FRB から内部モデル手法に関し別途承認を得る必要があるとともに、マーケットリスク規制に服します。
- 親会社 FBO が本国で同等の開示を行っている場合、IHC は標準的手法で定義される米国「第 3 の柱」開示を行う必要はありません。

対照的に、米国の非支店資産が 500 億ドル未満である FBO は、バーゼルⅢおよびその将来的な改正を含むバーゼル資本基準と概ね整合的な本国の自己資本基準を満たしていることを証明する必要があります。

FBO が複数の IHC を有する場合、保有する連結資産が 500 億ドル未満であったとしても、500 億ドル以上の連結総資産を有する米国 IHC と同様の要件を満たさなければなりません。

我々の見解

規制を通じて自己資本の額と質に関する規制要求が高まる傾向が続いており、多くの大規模 FBO はこれらの規則を想定して既に自己資本水準を引き上げています。米国自己資本規則の適用範囲に含まれる金融機関の定義が拡大しているため、各金融機関の状況にかかわらず、意識を高めることが必要不可欠です。

米国の標準的手法を遵守する上で、FBO は(可能な限り)各自がこれまで本国での計算および報告に使用してきたまたは開発中のパーゼル規制のためのインフラに依拠する可能性が高いものとみられます。

また、これらの自己資本規則を遵守することは、新たな専門分野、データ、人材および経営上の課題の発生につながるでしょう。

- FBO は、追加的な四半期報告を行うに十分な能力を既に備えているかどうかを評価する必要があります。これにより、要求される自己資本計算を行うための方針、手続およびリスクデータの集中管理組織のような専門的なインフラ要素を開発する必要性が明らかになるかもしれません。また、FBO は規制上の自己資本および報告要件をサポートする新しい役割および責任を設定する必要があるかもしれません。
- FBO は、IHC 構造に組み込まれる事業の規制上の自己資本の影響をより慎重に検討して、その結果に基づいて意思決定を行う必要があるでしょう。

規制要求が適用される定義に該当する金融機関の範囲が広がっているため、FBO はこれらの変更およびその対応に引き続き注意を払うことが肝要です。

流動性要件

変更点および2014年の影響

最終規則は、市中協議案に含まれていたものと同じ流動性要件をそのまま引き継いでいる部分が多いものの、一部重要な変更および修正が加えられています。

- FBOの米国支店および代理店の流動性バッファは、市中協議案の30日に対し、最終規則では14日分のみの資金調達ニーズをカバーすることで足りず。
- 米国支店および代理店については、14日流動性ストレステストの結果報告は不要になりました。
- また、最終規則の規定により、IHC流動性バッファの現金要素をFBO支店・代理店またはIHCによって支配されていない関連会社で保有することはできません。(市中協議案では、FBOの流動性バッファの現金要素についてFBO支店・代理店で保有できない旨のみが規定されていました。)
- 最終規則はまたヘッジを流動性バッファに含めることを明示的に認めることで処分制約のない資産の定義を明確化しています。
- 中央銀行に担保として差し入れた資産は流動性バッファに含めることができますが、セントラル・カウンターパーティ(CCP)に差し入れている資産のうち要求額を超える部分は含めることができません。

市中協議案と同様に、最終規則は米国資産の合計が500億ドル超のFBOのリーダーが以下を遂行することを可能にする定性的流動性フレームワークを遵守することを要求します。

- *流動性リスク管理を評価するための独立レビュー機能の確立・維持*。このレビューは少なくとも年1回以上行い、規制または法律上の遵守違反ならびに重要な問題点を記載した報告書を取締役に提出します。
- *キャッシュフロー予測および流動性ストレステストの実施*。これらには、流動性に影響を及ぼす可能性のある契約上の支払期限から生じるキャッシュフロー、新事業からのキャッシュフロー、リファイナンス、偶発事象およびオフバランス・コミットメントを反映すべきです。また、流動性ストレステストは月次ベースまたは状況によってはそれ以上の頻度で行うべきです。
- *独立レビュー機能によるキャッシュフロー予測およびストレステストに関する手法、仮定およびプロセスの検証*。
- *緊急時資金調達計画の立案*。この計画には定量的評価、イベント管理プロセス、モニタリング要件、テスト要件という4つの構成要素を盛り込むことが最終規則に規定されています。
- 以下をはじめとする、*担保ポジションに関連する流動性リスクのモニタリング*。
 - 担保ポジションの適時算定。
 - 処分制約の性質と程度の把握。
 - 使用可能な担保レベルの法人組織別、法域別および通貨別モニタリング。
 - 日中、オーバーナイトおよびその他の担保差し出し期間の変更のモニタリング
 - 物理的所在地での担保評価の運用および時期に関する要件の把握
- *重要な支払い、決済または清算活動を行う対象会社のための流動性リスクエクスポージャーの日中モニタリング能力の確立・維持*。
- *処分制約のない流動性の高い資産による流動性バッファの維持*。これらの資産は、既存の資金調達源の30日分(FBO米国支店および代理店の場合は14日分)の見積正味キャッシュアウトフローおよび見積損失または減損額を補填するのに十分な金額である必要があります。

我々の見解

振り返って見ると、市中協議案に含まれていた要件は、大手銀行の流動性規制フレームワーク確立の第一ステップであったことが明らかです。そして、第二ステップは提案された米国パーゼルⅢの流動性カバレッジ比率(LCR)要件の定量的要件でした。最終 EPS 規則の要件は、提案された LCR 要件を補完することを狙いとされています。

実施に向けた作業を既に開始している多くの FBO は、最終規則の流動性に関するガバナンス要件の内容を熟知しているはずで、一部の FBO は、支店と IHC の両方のレベルで上記の米国要件を満たすために同国内のプロセスの構築により大きな力を注ぐ必要があるでしょう。報告およびストレステストのような分野は、IHC 傘下の子会社レベルでの明細かつ高品質なデータの確保が今後とも容易ではないとみられる分野であり、FBO はこのような分野での継続的投資と新規投資の両方に備えるべきです。特に、流動性バッファ要件は銀行に多大な費用負担を強いる可能性が高く、そのために銀行の収益性と全体的なビジネス戦略に直接的な影響が生じる可能性があります。

ストレステスト要件

変更点および2014年の影響

今後、IHCを設立するFBOは本国のストレステストの結果をFRBに報告する必要があります。また、このテストはFRBの要件に準じて行うことが期待されています。IHCは、同規模の米国BHCに適用されるものと同様のストレステストの対象となります。遵守期限は2016年7月1日に延期されました。支店および代理店の事業運営については、引き続き本国のストレステストプロセスが監督対象となりますが、新たに資産維持要件が課される可能性があります。

500億ドル以上の資産を有する米国IHCは、国内BHCに適用される要件に準じた、年次の監督上および半年ごとの自社で実施するストレステストの要件に従います。

- 2016年7月1日現在で500億ドルの基準額を満たす場合、IHCは2017年10月1日から始まるストレステストサイクルよりストレステスト規則の要件を遵守することを要求されます。
- 提出期限は米国BHCと同様です。2016年7月1日までに設立され、2016年9月より最初のFR-Y-14Q/M報告書を提出した米国IHCの場合、最初のFR-Y-14A報告書の提出期限は2017年1月となります。

ストレステスト規則は、現在別の規則により、親会社の構造や所在地にかかわらず米国の保険対象預金機関に適用されています。これらの規則は、連邦政府の主たる管轄規制当局[FRB、OCC、連邦預金保険公社(FDIC)]により規定されています。

最終規則に関してFBOが検討すべきその他の具体的な影響は以下をはじめとして多数あります。

- 米国の独立して運営されている事業について、報告およびガバナンスプロセスを別途確立する必要があります。
- 支店要件は親会社に適用されるため、自己資本への影響はIHCと比較すると小さいかもしれませんが、これは、FBOが支店とIHCの所要コストを比較検討する必要があることを意味します。
- 米国の事業運営データはGAAPに基づいて作成する必要があり、詳細な報告要件がこの作業を複雑にしています。データの質の確保は多くの国内金融機関にとって容易でないことから、FBOにとっても同様に困難な作業となることが予想されます。
- ストレスシナリオのモデリングは、詳細な規定された要件に基づき具体的に米国を対象に行う必要があります。FBOは既存のモデリング能力を活用することができますが、そのモデリングは米国の要件に合わせて修正した上で、米国の事業運営が管理する米国のデータに基づいて行う必要があります。
- ストレステストおよび資本計画プロセスは重要な監督上のポイントとなりつつあります。IHCは規制当局から詳細データの直接的な報告を求められます。
- 規制当局は、FBOのリスク特性に影響する日常的な米国での事業意思決定にストレステストが組み込まれることを期待します。その結果、新しい方針および手続の開発をするとともに、既存の方針および手続を変更することが必要となる可能性があります。
- 戦略的計画は、ボトムアッププロセス、すなわち米国の事業運営から外国の親会社に向けて情報が流れるプロセスによる立案を開始すべきです。規制当局は、米国の意思決定プロセスが外国親会社の意思決定上考慮されているという証拠を求めるでしょう。
- 規制上の報告要件が強化されるため、その対応に必要な特定のスキルを有する人材に特にターゲットを絞った人的投資が必要となるでしょう。

我々の見解

米国の同業他社と同様、FBO は現地での要件を満たすために、ストレステストおよび自己資本要件に関する新規規則がデータ、モデリングおよびガバナンスに及ぼす影響を評価する必要があります。このために資源計画立案を検討し、組織内の他の部署との連携を強化する必要性が生じるでしょう。

ストレステスト要件は、再生・破綻処理計画立案の検討と並んで米国とグローバルの両方のレベルで検討すべきです。流動性ストレステストおよび提案された流動性カバレッジ比率要件も意思決定上考慮すべきでしょう。例えば、異なるビジネスモデルには異なる水準の資本および流動性が必要となり、その破綻処理の影響も異なることが考えられ、最終的に平常の事業コストに影響する可能性があります。

国内銀行が経験してきたとおり、FRB の要求は毎年のように増大する傾向があります。したがって、ある年に十分と認められたものが、次の年には不十分となる可能性があります。最初に直面する問題点はデータの質であり、これに伴って要求を満たすに十分な粒度でデータを処理するモデルがないことも問題となります。次に、内部統制、プロセスの検証およびガバナンスの問題が焦点となります。これらの全ての問題点にわたり、特に意思決定プロセスの同時文書化の重要性が高まりつつあります。

他の多くの規則と同様、データに関しては、金融機関の規模が大きくなればなるほど規制上の要求が高まる傾向があります。大規模 FBO は、必要なデータの収集と分析により多くの労力が必要となることに加えて、より大きな投資が必要となる可能性があります。

検討中のトピック

早期是正措置要件

変更点および 2014 年の影響

FRB は早期是正措置に関する最終規則の公表を延期しました。これはおそらくシングル・ポイント・オブ・エントリー、グローバル損失吸収能力、FRB の再生要件、FRB の能力要件および (FBO のための) 国際的再生アプローチの開発に関する議論が進行中であるためと考えられます。

FRB は引き続きコメントのレビューを行っています。また、パーゼル委員会とともに大規模エクスポージャー規制の開発にも参加しており、これには単一カウンターパーティ与信制限に関する決定も含まれるものとみられます。早期是正要件はイベントトリガーの観点からこれらの制限に密接に関連しているため、一方の延期によりもう一方も延期されたことは当然です。

我々の見解

このセクションを延期し、パーゼル委員会の追加ガイダンスを待つという FRB の決定は、米国の銀行規制当局が世界の銀行規制当局コミュニティとより密接に協力しようという意

図を持っている追加的な証拠と考えられます。いずれにしても、FBO にとって、提案された早期是正措置へのアプローチに関する懸念を表明する機会が継続することになります。

カウンターパーティ要件とその影響

変更点および 2014 年の影響

最終規則には SCCL に関する具体的な規定は盛り込まれていません。SCCL についてはおそらく国際的な作業との整合性を確保するための適用範囲の見直しが行われるでしょう。FRB は追加的な分析が必要との判断を下す可能性があり、今年後半に公表予定の定量的影響に関する 2 つの調査の結果を考慮するでしょう。これらの調査は、提案された特定のカウンターパーティ与信制限がクレジット環境に影響を及ぼすかどうか、またどの程度影響を及ぼすかを評価するものです。

自己資本比率に関するこの規則の要件の多くは、パーゼルⅢ規制に既に盛り込まれ国内銀行に採用されている要件に対応しているため、国内子会社を有する FBO の多くは提案された要件を遵守するためのプロセスを既に開始しています。

規制上の報告要件

変更点および 2014 年の影響

FRB は、金融およびリスクの観点から銀行組織を分析するインフラを既に持っています。したがって、IHC への適用についても同じアプローチが提案されました。既存の報告書には、財務諸表 (FR Y-9C および FR Y-11)、カントリー・エクスポージャー報告書 (FFIEC 009)、収支報告書 (財務省国際資本統計 (TIC) シリーズ)、組織構造報告書 (FR Y-10)、システミックリスク報告書 (FR Y-15)、自己資本報告書 (FFIEC 101)、自己資本評価およびストレステスト報告書 (FR Y-14 series) が含まれます。⁸

しかしながら、報告要件については市中協議案からの変更はないものと一般に予想されています。ただし、最大規模の外国銀行にとって自己資本に係る先進的手法は強制適用ではなくなったため、FFIEC 101 は例外です。また、これらの規則の適用時期は IHC 実施計画と整合させる必要がある点に留意すべきです。その他の影響には以下が含まれます。

- 既に米国BHCを保有しているまたはBHCレポートの経験がある銀行組織は上記の報告書の多くを既に提出しているため、これらの規制の遵守に対する準備は進んでいると考えられます。
- 最終規則上、米国で行う活動のグローバルベースのキャッシュフロー計算書の提出は要求されませんが、FR Y-9LPの提出を義務付けられたIHCは親会社のキャッシュフロー計算書を報告する必要があります。
- 最終規則では実施コミットメント期限が延長されましたが、IHCの自己資本要件の軽減や規制上の特定の報告書の提出義務の免除は盛り込まれていません。

我々の見解

我々はこれらの規制上の報告要件が FBO に大きな負担を強いるものと予想しています。これらの報告書の理解が進むにつれ、より多くの資源の投入、データ収集範囲や報告インフラの拡大および正確かつ適時に報告書を作成するための新しいプロセスが必要となる可能性があります。また、米国の報告と親会社の報告ニーズの両方を満たす情報を確保するために、既存の報告体制の再調整が必要となる可能性があります。これらの要件を想定していた FBO は、実施に向けて着実に新しいガバナンスおよび品質管理プロセスを構築し、データインフラおよび報告システムに多額の投資を行い、その他の資源を追加してきました。これは、米国内での事業構造の評価を一層加速する要因となるかもしれません。

報告要件の遵守には何が必要でしょうか？ 先ずインフラへの大規模な投資が必要となります。今日、多くの FBO は外国親会社と統合的な構造になっています。この規則の結果、IHC 構造と統合的な情報を提供するため、FBO を米国内での独立の規制上の報告組織として再編成する必要があります。

また時間も必要となります。これらの報告書の複雑性およびその中で要求される明細レベルでのデータ要件は組織内の多くの部署にとって大きな課題となりますが、結果として米国での財務情報の開示水準は前例のないレベルにまで高まるでしょう。これらの多大な要求に応えるためにはどうしても時間が必要です。

⁸ これらの報告書の説明については以下を参照してください。 <http://www.federalreserve.gov/apps/reportforms/default.aspx>.

データ要件

米国で事業を行う FBO は米国 BHC と同様の報告基準に従うことが期待されます。このことから、規制上の報告および内部管理報告に、法人組織と米国の両方と整合的であることが求められます。実際、流動性、資本およびストレステスト要件は、米国の事業運営全体をカバーするリスクおよび財務データの明細レベルでの作成を前提としています。この要件だけでも最大規模の FBO にとって類のない課題となります。なぜなら、これらの FBO の多くは現在独立の事業部として運営されており、集中化されたリスク管理および報告環境をサポートするにはそれぞれのデータプロセス、アーキテクチャーおよびインフラがばらばらで統合化されていないからです。

今後 FBO は、米国金融機関向けのデータ管理および報告要件を遵守することを要求されます。規制当局は全体的な実施スケジュールを 2015 年から 2016 年に延期しましたが、2015 年 1 月に詳細な実施計画の提出を義務付ける新しい要件から、FBO に複雑なデータ要件への対応アプローチを慎重に検討するよう期待がかけられていることが読み取れます。

変更点および 2014 年の影響

FBO は、最終規則の下での新しい課題に直面しており、いくつかの具体的な影響が予想されます。

- 米国の非支店資産が500億ドル超のFBOは、法人組織の観点から主要なリスク、財務および事業運営データを報告することが必要となるIHCを設立するため、独立した経営、報告およびガバナンスプロセスを新たに確立する必要があります。これには文化的な変化も必要となります。なぜなら、各FBOは独立したIHCの取締役会を設置することを要求され、当該取締役会は米国の事業運営の最善の利益を追求して行動するとともに、米国の事業、リスクおよびプロセスに焦点を絞った報告に依拠する独立性を有していなければならないからです。報告は「使用テスト」に合格しなければなりません。米国での事業運営に係る米国のリスク監視およびガバナンスは米国支店・代理店にも適用され、米国の事業運営の観点からの合算データを作成するための分析が要求されます。
- 米国の事業運営についてのデータはGAAPに従って明細レベルで作成し、定期的に報告しなければなりません。データの質および完全性の確保は困難な作業となるでしょう。さらに、過去から引き継いだインフラおよび事業部志向の事業運営モデルがデータ合算能力の制約となるFBOにとっては、単に米国データを分離すること自体が大きな困難となるかもしれません。
- FBOはストレステストのための既存のモデリング能力を活用することができますが、そのモデリングは米国データに基づいて米国の要件に合わせて修正する必要があります。また、それらのデータは米国の事業運営によって管理される必要があるため、追加的な資源の投入が必要となります。同様のことが、ガバナンス、内部統制およびプロセス検証についても言え、これらは全て米国に焦点を当てて行わなければならないかもしれません。

我々の見解

健全性強化基準に従って高品質のデータを確保するためのハードルは、米国に焦点を当てたプロセスを確立する必要性を別にしたとしても信じがたいほど高く、急速な学習が要求されます。これらの対応に先んじるためには、銀行のリーダーにとってはいくらか早く準備を開始しても早すぎることはありません。

最終規則によって実施期間が延長されたため、FBO は実施計画を再評価し、これまで実施に間に合わせるために妥協せざるを得なかった分野で戦術的なソリューションを戦略的な改善に置き換えることが可能となりました。規制当局のレビューを受けるために提出する詳細な実施計画には、このような注意深い検討および計画を反映すべきです。

最後に、FBO はデータ要件に対する分析および実施計画の策定に改めて注意を向けるべきです。

「位置について、用意…スタート！」

FRB の最終規則は、多くの FBO およびその活動に広範な影響を及ぼすことが予想されます。我々が 1 年前に市中協議案を評価した際には、「位置について、用意…」までで止めていました。既に規則は最終化され、要求および期限が明らかとなったため、FBO にとっての現在の合言葉は「スタート！」です。

大規模 FBO に IHC の設立を要求する要件は、自己資本、流動性、リスクおよびストレステストなど幅広い分野における FRB の監督の一貫性を高めることを狙いとしています。同時に、FBO の活動の一部には制限が加えられるでしょう。IHC 設立基準に満たない FBO であっても、追加的なリスクおよび流動性要件を満たすためにガバナンスモデルおよびインフラを大きく変更することが必要となる可能性があります。

全ての FBO は、それぞれの要件を慎重に評価するとともに現在の能力を分析した上で、発効日までに満たさなければならない要件に対応した実施戦略および計画を立案する必要があります。この作業には、プロセスおよび方針に加えて文書化および報告が含まれます。

また、IHC 設立の基準を満たす FBO は実施計画を 2015 年 1 月 1 日までに FRB に正式に提出しなければなりません。これらの実施計画は FBO と FRB の間の議論の基礎となるものと予想されます。FRB は IHC 設立、財務上の影響、資産の減少およびリスク／流動性管理要件の遵守を達成するための計画を理解する目的でこれらの実施計画を評価し、継続的な監督モニタリングの一部としてこれらを利用するでしょう。

我々が昨年市中協議案を分析した際に述べたとおり、これは手ごわい未了事項リストです。しかしこれは、最終ゴールをはっきりさせる上で役立つでしょう。そして、作業が本格的に始まります。

連絡先

Irena Gecas-McCarthy

Principal
Deloitte & Touche LLP
+1 212 436 5316
igecasmccarthy@deloitte.com

Thomas Rollauer

Executive Director
Deloitte Center for Regulatory Strategies
Deloitte & Touche LLP
+1 212 436 4802
trollauer@deloitte.com

Risk management**Ed Hida**

Partner
Deloitte & Touche LLP
+1 212 436 4854
ehida@deloitte.com

Stress testing**John Corston**

Director
Deloitte & Touche LLP
+1 202 378 5012
jcorston@deloitte.com

Counterparty credit**JH Caldwell**

Partner
Deloitte & Touche LLP
+1 704 227 1444
jacaldwell@deloitte.com

Early remediation**Julia Kirby**

Director
Deloitte & Touche LLP
+1 202 879 5685
jukirby@deloitte.com

Capital**Bala Balachander**

Director
Deloitte & Touche LLP
+1 212 436 5340
lbalachander@deloitte.com

Regulatory reporting**Dmitriy Gutman**

Director
Deloitte & Touche LLP
+1 609 806 7544
dgutman@deloitte.com

Governance**Jyoti Vazirani**

Director
Deloitte & Touche LLP
+1 212 436-7635
jyvazirani@deloitte.com

Data**Dilip Krishna**

Director
Deloitte & Touche LLP
+1 (212) 436-7939
dkrishna@deloitte.com

Liquidity**Bob Maxant**

Partner
Deloitte & Touche LLP
+1 212 436 7046
rmaxant@deloitte.com

Matt Dunn

Director
Deloitte & Touche LLP
+1 973 602 5150
matdunn@deloitte.com

Support:

Asish Jindal
Senior Manager

Denny Joseph
Senior Manager

Damian Kuczma
Senior Manager

Lisa DeGreif Lauterbach
Senior Marketing Manager

Martin Prince
Senior Manager

Michael Quilitan
Senior Manager

Susan Jackson Redman
Senior Manager

Claudio Rodriguez
Senior Manager

Stefan Safsten
Senior Manager

Nabil Cacheiro-Hamdi
Manager

John Karger
Manager

Richard Rosenthal
Manager

Ana Arrambide
Senior Consultant

Ryan Moscatiello
Senior Consultant

Himadri Gangwar
Consultant

DCRS

Deloitte Center

for Regulatory Strategies

デロイト規制戦略センターについて

デロイト規制戦略センターは、金融サービス、ヘルスケア、ライフサイエンスおよびエネルギー業界の組織が新たな規制および遵守義務、規制導入のリーディングプラクティスおよびその他の規制トレンドを把握する助けとなる、有益な見識を提供しています。同センターは経験豊かな経営幹部、監督省庁の元職員、規制上の複雑な問題解決において多彩な実績を誇るデロイトのプロフェッショナルがチームを組んで活動する拠点であり、ソートリーダーシップ、リサーチ、フォーラム、ウェブキャスト、イベント等幅広いメディアを通じて、関連情報および専門的な視点をお客様にお届けしています。

www.deloitte.com/us/centerregulatorystrategies

本資料は一般的情報を掲載するのみであり、デロイトは、本資料により会計、ビジネス、財務、投資、法務、税務、またはその他の専門的な助言もしくはサービスを提供するものではありません。本資料は係る専門的な助言またはサービスに代わるものではなく、また貴社のビジネスに影響を及ぼす可能性のある意思決定または行動の根拠として利用されるべきではありません。貴社は貴社のビジネスに影響を及ぼす可能性のある意思決定を行ったり行動を起こしたりする前に、資格を持った専門アドバイザーに相談する必要があります。

デロイトは、本資料に依拠した利用者が被る損失について責任を負うものではありません。

Deloitte (デロイト) について

Deloitte (デロイト) とは、デロイトウシュートマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイトウシュートマツリミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。デロイト LLP とその子会社の法的な構成についての詳細は www.deloitte.com/us/about をご覧ください。公会計の規則・規制の下、特定のサービスは保証(attest)クライアントには提供できません。